

総行行第91号
令和2年3月30日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が平成29年6月9日をもって公布されており、令和2年4月1日から施行することとされています。

また、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第17号）が本日公布され、令和2年4月1日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 内部統制評価報告書に関する事項

地方自治法第150条第4項の規定に基づき、内部統制評価報告書（同条第1項又は第2項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書をいう。）の記載項目等は、様式のとおりとされたこと（新第12条の2の3）。

2 所要の規定の整理に関する事項

改元に伴い、所要の規定の整理が行われたこと。